

＼ ご結婚おめでとうございます ／ 多可町あったか結婚お祝い金

多可町では、本町での新しい一歩を踏み出す若者世帯の結婚を祝福する「結婚お祝い金」を交付しています。この取り組みにより、人口減少、少子高齢化を抑制するとともに、若者が本町に定住することで地域の活性化と魅力の向上を目指しています。

結婚お祝い金の額

新婚夫婦 1 組につき **10** 万円

交付要件をチェック

- 婚姻届が受理された日現在の夫婦の合計年齢が 80 歳未満の方。
- 婚姻届が受理された日から起算して 6 か月以内に申請してください。
- 夫婦ともに同一世帯の住民として多可町の住民基本台帳に登録され、本町で同居している方。
- 結婚お祝い金の受け取り後、婚姻を継続し、5 年以上多可町で同居する意思のある方。
- 同一人との再婚ではない方
- これまでに夫婦とも、この結婚お祝い金の交付を受けてない方
- 夫婦とも町税等を滞納していない方。（転入者は前住所地の税等も含む）
- 多可町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない方。

申請方法

- ①申請書類は多可町ホームページよりダウンロードまたは多可町役場定住推進課で取得してください。
- ②申請書類は、婚姻届が受理された日から起算して **6 か月以内** に提出して下さい。

- あったか結婚お祝い金交付申請書（様式第 1 号）
 - 誓約書（様式第 2 号）
 - 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本
 - 住民票（夫婦が一緒に記載されたもの）
 - 完納証明書又は納税証明書
- ※転入の場合は、転入前の市区町村で取得してください。
- 【転入者のみ】公共料金納付証明書（上下水道料金等）

ホームページ



多可町役場 定住推進課

〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123

電話 0795-32-4776